

代表者の「1人飲み交際費」と重加算税

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：東京地裁平30年（行ウ）第112号（第1事件）、平30年（行ウ）第119号（第2事件）、
平30年（行ウ）第120号（第3事件）、令2・3・26判決（TAINS:Z270-13406）
控訴審：東京高裁令2年（行コ）第139号、令3・1・28判決（TAINS:Z888-2384）

Brush up point

本件は、納税者が取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを交際費等として総勘定元帳に記載していたことなどが、国税通則法68条1項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」たことに該当するか否かが問題となっている。東京地裁は、本件支出の実態は、原告らの代表者の「1人飲み」飲食代金であるとしたが、その判断のポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法の規定に照らせば、所得の金額を計算するに当たり、損金の額に算入することができる支出額は、当該内国法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならないと解され、その業務との関連性が明らかでない支出額については、これを損金の額に算入することはできない。
- (2) 高額な代金を支払って本件各クラブを利用し、高い頻度で接待等を行うことが、原告らの業務との関係で必要であったとする合理的な証拠はない。本件各クラブの利用の多くは、原告らの事業関係者に対する接待等を目的とするものではなく、原告らの代表者の個人的な目的によるものであったことが強く疑われるものである。
- (3) 原告らは、原告らを名宛人とする本件各クラブの領収証に基づいて、本件各支出額を交際費に計上した総勘定元帳を作成することにより、本件各支出額を交際費と仮装して原告らの所得の金額の計算上損金の額に算入した上で、本件各事業年度の法人税等に係る確定申告書を所轄税務署長に提出したのだから、原告らは、本件各当初申告において、法人税等の課税標準の計算の基礎となるべき事実を仮装し、その仮装したことに基づき納税申告書を提出したというべきである。
- (4) 本件税務調査の中で青色申告の承認の取消しについて言及することは、社会通念上相当な限度を超えるものということはできず、この点において本件税務調査に瑕疵があったと認めるることはできない。

I 事実関係

本件原告は3社であるが（①原告X企業は、昭和42年5月10日に設立されたパチンコ店の経営等を目的とする資本金の額が1億円以下の株式会社であり、Aが代表取締役、Aの妻であるBが監査役を務めている。②原告T社は、平成4年7月2日に設立された労働者派遣事業等を目的とする資本金の額が1億円以下の株式会社であり、Aが代表取締役、Bが監査役を務めている。③原告K社は、平成12年5月25日に設立された飲食店の経営等を目的とする資本金の額が1億円以下の特例有限会社であり、焼肉店を経営している。K社の役員は取締役であるBのみであるが、同社の経営を実際に行っているのはAである。以下、これらの3社を併せ「Xら」という。）、Aが代表者あるいは実質的な経営者として経営する会社であるところ、Aが複数の接待飲食店（以下、「本件各クラブ」という。）を利用した際の代金をXらの業務のための交際費として支出したとして、平成22年度ないし平成27年度のそれぞれの法人税等の確定申告において、当該支出額を所得の金額の計算上、損金の額に算入して申告するとともに、消費税等の確定申告においても、当該支出額に係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除して申告した。

しかし、その後に受けた税務調査において、本件支出額にはAの個人的な飲食代金の金額が含まれているのではないかとの指摘を受けたことから、Xらは、指摘に係る支出額の相当部分（以下、「本件各支出額」という。）この金額は、担当E税理士が作成した『交際費否認額修正金額DRAFT』と題する書面（以下、「本件ドラフト」という。）では、本件係争年度に係る本件各支出額は、Rクラブ74回分、Sクラブ143回分、Pクラブ43回分及びQクラブ58回分の利用に係るもの（4店舗合計318回分。1か月当たりの平均利用回数は4.9回。）であり、その積算額は、原告X企業につき3285万2560円、原告T社につき2199万2250円、原告K社につき1122万6300円で、3社合計6607万1110円。利用1回当たりの平均代金は約20万7771円であった。）を損金算入せず、Aへの貸付金とする旨の法人税等及び消費税等の修正申告を行った。

被告Y税務署長（処分行政庁）は、本件各支出額について、Xらが取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを交際費として総勘定元帳に記載していたことなどが、国税通則法68条1項の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」たことに当たるとして、Xらに対し、本件各修正申告に係る重加算税の各賦課決定処分をした。

本件は、Xらが、本件各支出額はあくまで取引先等の接待のために要した交際費であるから本件各賦課決定処分は課税要件を欠き、またその手続にも違法があるなどと主張して、本件各賦課決定処分（その一部については、Y税務署長による減額賦課決定処分後のもの。）の取消し及び本件各賦課決定処分に係る審査請求を棄却した国税不服審判所長の各裁決の取消しを求めるとともに、本件各賦課決定処分及び本件税務調査における質問検査権の行使が国家賠償法（以下、「国賠法」という。）1条1項の適用上、違法の評価を受けると主張して、Xらそれぞれにつき損害賠償金330万円及びこれに対する本件各賦課決定処分の日である平成28年6月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める事件である。

II 主たる争点と当事者の主張

本件では、本件修正申告自体が、E税理士がXらの利益を図ることなく、Aに無断で行ったものであるなどと主張してその有効性を争っており、また、本件各支出額の消費税法上の取扱いも問題となっているが、本稿では、本件各支出額の性質と重加算税の賦課決定処分の問題についてのみ検討する。この点に関する当事者の主張を掲げると、次のとおりである。

| 納税者の主張 | 税務当局の主張 |
|---|--|
| (1) 本件各支出額はAの個人的な飲食代金ではなく、Xらの接待等に要した交際費である Aは、本件各クラブをXらの事業関係者に対する接待等の目的で利用していたのであって、本件各クラブを1人で利用したことではない。 本件総勘定元帳抜粋には、本件各支出額に対応する金額に丸印が付されているが、この丸印は、Y税務署職員の意を受けたE税理士又は同署職員自身が、Xらの交際費の8割を否認するという方針に基づき、恣意的に金額を選んで付したものにすぎないから、丸印を付された金額がAの個人的な飲食代金であるとはいえない。かえって、本件総勘定元帳抜粋には、平成25年頃までは、本件各支出に係る摘要欄に同行者の氏名が記載されているのであって、これらの記載があるものについては、接待等のために支出されたことが明らかというべきである。 | (1) 本件各支出額はAの個人的な飲食代金である 本件各支出額は、Aが本件各クラブを利用した際の飲食代金であるところ、このうちP及びQの各売上集計表によれば、両クラブに係る飲食代金については、そのほとんどがAが1人で来店した際のものであるから、これらがAの個人的な飲食代金であることは明らかである。Aは、特定のホステスが在籍していたクラブで飲食をしていたのであって、本件ホステスが転籍するに伴い、飲食をするクラブもR、S、PそしてQへと移り変わっている。また、Aは、本件ホステスと頻繁に、いわゆる同伴出勤やアフターをしていた。さらに、Aは、本件各クラブの飲食代金を、Xら名義のものではなく、自己の個人名義のクレジットカードで決済していた。 |
| 「本件ドラフト」は、E税理士がAの個人的な飲食代金を抽出して作成したものであるとされている。しかし、本件ドラフトは、E税理士が、恣意的に作成された本件総勘定元帳抜粋の記載に基づき、Aに無断で作成したものであって、しかも、接待等のために支出されたことが明らかな4回分の代金を含むものであるから、その内容は到底信用することができない。 | Y税務署職員は、平成28年3月10日、Aに対し、Xらの総勘定元帳の交際費勘定に計上されている本件各クラブに対する支出額について、接待先の一覧表を作成するよう依頼しており、Aもこれを承諾していたが、同一覧表は最後まで提出されることはなかった。また、Aは、E税理士から「本件ドラフト」の送付を受けていたにもかかわらず、その内容に何の異議も述べなかった。以上のようなAの本件各クラブの利用状況及び本件税務調査における挙動に鑑みれば、本件各クラブに支払われた本件各支出額は、Aの個人的な飲食代金であるというべきである。 |
| (2) Xらは事実の隠ぺい、仮装に基づく申告をしていない 本件各支出額は、Xらの接待等に要した交際費であるから、Xらがこれを総勘定元帳の交際費勘定に計上し、損金の額に算入して本件各当初申告をした行為は、適正なものというべきである。したがって、Xらが、本件各当初申告において、法人税等の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」とは認められない。 | (2) Xらは法人税等について事実の隠ぺい、仮装に基づく申告をしたこと 本件各支出額は、Aの個人的な飲食代金であるにも係わらず、Xらは、Xらを名宛人とする本件各クラブの領収証に基づいて、本件各支出額をXらの交際費に計上した内容虚偽の総勘定元帳を作成することにより、本件各支出額があたかもXらの業務に関連して支出された交際費であるかのように仮装し、その仮装したところに基づき、本件各支出額を交際費として損金の額に算入した。したがって、Xらは、本件各当初申告において、法人税等の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を…仮装し、その…仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」と認められる。 |
| (3) 本件各賦課決定処分の手続上の違法性について Y税務署職員であるF上席国税調査官は、本件税務調査において、Aに対し、ことあるごとにXらの青色申告の承認を取り消す旨申し向けて、修正申告に応じるように圧力をかけた。また、F調査官は、Aに対し、示す必要が全くない本件ホステスの拡大写真を振りかざしながら、Aの妻であるBに事情を聞きに行く旨申し向け、家庭不和が生じるのではないかとの不安をかき立てることにより、修正申告に応じるように圧力をかけた。このようなF調査官の各行為は、質問検査権の行使として、公序良俗に反し、社会通念上相当の限度を超えるものであるから、このような質問検査権の行使を伴う本件税務調査に基づいて行われた本件各賦課決定処分は、手続上違法であるというべきである。 | (3) 本件各賦課決定処分の手続上の違法性について Y税務署職員は、本件税務調査において、Aに対し青色申告の承認の取消手続の説明をしたことがあるが、これはXらが本件各事業年度等に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を仮装して記載し又は記録したことを疑うに足りる相当の理由があり、法人税法127条1項3号に該当するとして青色申告の承認の取消しもあり得たからである。 |

らなかった。

以上によれば、Xらが違法であると主張するY税務署職員の各行為は、質問検査を行う客観的な必要性があり、かつ、XらないしAの私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるものであることが明らかである。

III 判決の要旨

[1] はじめに、本件各支出額がAの個人的な飲食代金であるか否かについて、東京地裁は、次のとおり判示した。「本件各支出額は、Aが本件各クラブを利用した総計372回のうち、E税理士が本件ドラフトに抽出した318回分…の飲食代金であり、その総額はXら3社で6607万1110円に上る。その利用1回当たりの平均代金額は約20万7771円であり、1か月当たりの平均利用回数は4.9回である。かかる高額な代金を支払って本件各クラブを利用し、高い頻度で接待等を行うことが、Xらの業務との関係で必要であったとする合理的な説明はない。しかも、本件各クラブは、いずれもAがひいきにしていた本件ホステスが勤務していた店であり、Aは、平成22年6月から平成27年10月にかけて、本件ホステスが移籍するたびにその移籍先のクラブを利用していた上、その利用の際には本件ホステスと頻繁に同伴出勤やアフターをし、その際に高級な飲食店で同人と飲食を共にすることもしばしばあったのであるから…本件各クラブの利用の多くは、Xらの事業関係者に対する接待等を目的とするものではなく、Aの個人的な目的によるものであったことが強く疑われる状況であったといえる。また…P及びQについては、営業日ごとに作成された売上集計表（本件各集計表）が提供され、これによれば、Aは、ほとんどの場合（Qについては88%）においてこれらのクラブを1人で利用していたことが認められる。そして、E税理士が本件ドラフトに記載した本件各支出額は、Xらの総勘定元帳の交際費勘定に計上されている本件各クラブに係る支出額のうち、同税理士においてAの個人的な飲食代金と考えたものを抽出したものであるところ、こうして抽出された318回分はAの全利用372回分の約85%に相当するものであり、上記の反面調査から得られたQ等の利用状況に合致する。また、これらの抽出された各回につき本件各集計表の記載と照らし合わせると、複数人で利用したのは、Pについて43回中3回、Qについて58回中2回という極めて僅かな回数にとどまり、抽出されたうち約95%が1人で利用したこととなる。」

したがって、本件各支出額は、その全てがAの個人的な飲食代金であったと認めるのが相当であるとした。

[2] 次に、事実の隠ぺい、仮装に基づく申告の有無については、「法人税法の規定に照らせば、所得の金額を計算するに当たり、損金の額に算入することができる支出額は、当該内国法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならないと解され、したがって、その業務との関連性が明らかでない支出額については、これを損金の額に算入することはできないというべきである。そうすると、本件各支出額は…Aの個人的な飲食代金であつて、Xらの業務との関連性を有するものではないから、これをXらの所得の金額の計算上損金の額に算入することができないことは明らかである。」とし、まず、本件各支出額は

業務との関連性を有するものでなければ損金性はない旨判示した。

そうであるにもかかわらず、「Xらは…Xらを名宛人とする本件各クラブの領収証に基づいて、本件各支出額を交際費に計上した総勘定元帳を作成することにより、本件各支出額を交際費と仮装してXらの所得の金額の計算上損金の額に算入した上で、本件各事業年度の法人税及び本件各課税事業年度の復興特別法人税の各確定申告書をY税務署長に提出したのだから、Xらは、本件各当初申告において、法人税等の課税標準の計算の基礎となるべき事実を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したというべきである。」

したがって、Y税務署長がXらに対して本件各賦課決定処分は、国税通則法68条1項所定の課税要件を充足する。

〔3〕本件各賦課決定処分の手続上の違法性については、次のとおり判示した。「本件税務調査について、Xらは、Y税務署職員がAに対してXらの青色申告の承認を取り消す旨申し向けて圧力をかけたと主張し、Aの陳述書にもこれに沿う陳述がある。しかしながら、仮に、Y税務署職員がAに対し青色申告の承認の取消しについて言及した事実があったとしても…Xらは、本件各事業年度に係る『帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し』ており、Y税務署長においてXらの青色申告の承認を取り消すことも可能な状況にあった（法人税法127条1項3号）といえるから、本件税務調査の中で青色申告の承認の取消しについて言及することが社会通念上相当な限度を超えるものということはできず、この点において本件税務調査に瑕疵があったと認めることはできない。」

「また、Xらは、Y税務署職員がAに対し、本件ホステスの拡大写真を振りかざしながら、Aの妻であるBに事情を聞きに行く旨申し向けるなどしたことが、違法な質問検査権の行使に当たる旨を主張する。…Y税務署職員がAに対し、同人の妻であるBに対して説明を求めなければならないと述べたことについても、本件各クラブに係る支出額は原告K社の交際費としても計上されていたことに照らせば、原告K社の唯一の取締役であるBに事情を尋ねる必要性は直ちに否定し難く、また、Bの実際の経営への関与については調べてみなければ分からることもあるから、上記職員がBに説明を求める旨を述べたことが質問検査権の行使の態様として社会通念上相当な限度を超えるものということはできず、この点においても本件税務調査に瑕疵があったと認めることはできない。」

以上によれば、「Xらの上記各主張に係る事由は、そもそも本件税務調査における瑕疵に当たるものではないから、本件各賦課決定処分の手続上の違法をいう原告らの主張はその前提を欠くものといわざるを得ない。」と判示した。

なお、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の成否については、本件各賦課決定処分は適法であり、本件税務調査における質問検査権の各行使も社会通念上相当な限度を超えるものではないから、これらが国賠法1条1項の適用上違法の評価を受ける余地はないとした。

〔4〕以上の第1審判決を不服としてXらは控訴したが、東京高裁は原審を支持し、納税者敗訴の判決を下した。

IV 解 説

1. 1人飲み交際費

代表者1人による飲食代金に交際費を認定できるか否かという点については、かつて「中央設備商会事件」（第1審：東京地裁昭56・4・15判決、控訴審：東京高裁昭57・7・28判決、上告審：最高裁二小昭60・9・27判決）があった。この事件の納税者は、機械整備工事を営む法人であり、業務の性格上、夜間や土日に従業員を慰安することがあり、その際、社長も同席し、さらには2次会として社長が1人で飲食した場合の支出の性格が問題となった。第1審東京地裁は、「右飲食の趣旨につき、右N（筆者注：社長）は、自分自身の慰労のためであったと供述するが、同人が酒好きであったことや、飲食の回数、内容、場所等から考えると、特段の事情の窮われない本件においては、むしろ同人個人の私的遊興を主としたものと認める外ない。したがって、右番号の支出は、福利厚生費でないものはもとより、交際費等でもなく、役員に対する臨時の経済的利益の供与として法人税法35条（筆者注：当時の条文番号）の役員賞与に該当すると解するのが相当である。」と判示した。

ところが、控訴審判決では、「これを法人税法35条の役員賞与に該当すると解する余地もないではないが、右飲食の日時、機会、内容、場所等前記判示の諸事情を総合して考えると、右支出は、3の（一）（二）に掲げた番号の支出とその趣旨を同じくするものであり、従つて、交際費等であると解すべきであって、役員賞与又は福利厚生費であると解すべきではない。」と判示し、当該支出の前後の状況からみて、2次会等の「1人飲み」についても、交際費等の範疇に入ることがあるとの認識を示したのである。以後、実務的にも「1人飲み交際費」という概念はあり得るとされ、本件でもXらは控訴審において、様々な者と交流することには人脈を広げるという意味がありうるなどと主張し、その交際費性を強調した。ただし、本件控訴審では、「単に人脈を広げるという抽象的な必要性では事業関係者に対する接待等に要した交際費とは認められない上、同人の陳述書（甲18）には接待の相手方及び業務との関連性について具体的な説明はなく、的確な裏付けもない。」として、「1人飲み交際費」については、否認している。

現在の措置法61条の4第6項の交際費等の意義から、いわゆる交際費等の3要件（「萬有製薬事件」東京高裁平15・9・9判決）が示され、「支出の相手要件」には、自社の役員・従業員が含まれるところであり、「具体的行為形態要件」にも「慰安」が含まれているので、社長に対する慰安も交際費等の2要件には合致する。ただし、「目的要件」は、相手方との親睦の度を密にして事業の伸展に貢献があるものと考えると、およそ「1人飲み交際費」は、筆者は交際費等としての概念として成立つ余地はないと考える。

2. フリンジベネフィット課税と隠ぺい・仮装

以上のとおり、「1人飲み交際費」は、中央設備商会事件の第1審判示のとおり、フリンジベネフィットとして役員給与課税が行われるべきであると考えるが、本件では、これを貸付金として処理した。読者諸氏も経験上、実務家の視点からすると、貸付金処理の妥当性を是認するかもしれない。現に本件では、判決文の中に、次のとおり担当E税理士が税務当局との折衝のなかで、「〔1〕Y税務署は、当初、Xらの交際費のうちクラブ費消分、研修費

等及び貸倒れ損失を否認する（これによる所得金額の否認額は3億3265万4000円）とともに、クラブ費消分につきA個人の経済的利益（役員賞与）として認定する（これによる源泉所得税額は1426万3000円）との意向であったこと、〔2〕折衝の結果、研修費等と貸倒れ損失については認めてもらい、クラブ費消分のみが否認されることとなり（所得金額の否認額は6704万9000円）、また、否認される交際費について、役員賞与ではなくAへの貸付金として処理することが認められた（これによる源泉所得税額は貸付金の利息に係る424万円）こと、〔3〕このような修正申告をした場合、本税及び加算税等合計1900万8000円の納付が必要になること（以下、省略）」と、具体的に貸付金処理が納税者にとって、本件の処理上、必ずしも不利益とはならない点につき説明されている。

しかし、この処理は便法であり、本件のように「事実の隠ぺい、仮装に基づく申告」の有無を争う際に、一時しのぎの便宜上の手段をとることに、何の租税正義があるのであろうか？筆者は疑問である。本件代表者Aは、その証言において、「1人飲み交際費」を会社の交際費として計上した理由について、「クラブの費用が多額になったため、会社から支出させるためです」と証言し、本件支出についてXら3社へ振分けした点についても、「私が行いました。各社に振分けた理由は法律の限度に基づいて交際費を振分けることにより目一杯限度が使えると思ったからです。店に依頼して領収証には振分け後のそれぞれの会社名を記載してもらいました」と述べ、積極的に経費付け替えを行っているのである。

本件は、交際費等の中小企業に対する800万円の定額控除の特例の不理解から、代表者Aの上記のような発言がおこるのであり、定額控除は免罪符ではない点を思い知るべきである。また、本来、当事者間において貸付けという意思がないにも係わらず、税務当局も本件各支出額が代表者Aに対する貸付金である旨を記載した取締役会議事録及び消費貸借契約書を作成させるなど、糊塗に糊塗を重ねる指導を行っており、それが実務的な解決策の一つと考えられたとしても、筆者は賛同しない。本件6000万円を超える貸付金については、いずれ焦げ付きが生じ、いざ貸倒れ損失として処理する際に、また、債務免除益の議論がおこることは十分予測されるところである。問題を先送りするよりも、当事者はこのような処理の実態を十分に反省し、本来あるべきフリンジベネフィット課税（役員給与課税）で対処すべきである。

なお、本件において「事実の隠ぺい、仮装に基づく申告」があった点は間違いがなく、重加算税の賦課決定処分は適法であると考える。

（わたなべ・みつる）

監査役を置くと中小企業は発展する

税理士 富永 昭雄

まり、監査役とは「聴く人」なのです。

ちなみに、取締役は英語で「Director」と言い、この中にある「rect」は「正しく導く」という意味があります。取締役は「正しく導く人」。

すると、「取締役が会社を正しく導いてくれているかを聴き取って監査する」存在が監査役となります。

●監査役はお飾り？

さて、中小企業においては、はっきり言ってしまえば、きちんと機能している監査役をあまり見たことがありません。それはなぜでしょうか？ 本来、監査役は株主の代理として監査する役目ですが、中小企業は経営（社長）と所有（株主）が分離していない会社は珍しくありません。こうした組織構造の場合、監査の対象と報告先が同一となり、その意味は薄くなると考えられます。

●監査役は必要！

そんな状況である場合、もし社長が暴走したときに警告する人がいません。さらには、社長も自分が暴走しているとも気づかず茹でガエルになってしまい、往々にして経営は上手くいかなくなくなります。

そうならないためには、客観的に話を聴いて意見を言ってくれる人が必要となるでしょう。その人は監査役であり、発展している中小企業には必ずAuditorたる監査役がその本来の役割を果たしているのです。